

令和元年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第4回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和元年8月6日(火) 午後2時～3時		
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第1会議室		
出席者	公益代表委員 (3名)	石塚孔信 竹中啓之 松枝千鶴	(敬称略)
	労側委員 (3名)	喜納浩信 新内親典 日高実禎	(敬称略)
	使側委員 (3名)	岩重正勝 岩元義弘 濱上剛一郎	(敬称略)
	事務局 (5名)	田之上総括政策調整官 笹川労働基準部長 平松賃金室長 田代賃金室長補佐 中山専門監督官	
議 題	1 令和元年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他		
配 付 資 料	1 令和元年度地域別最低賃金の審議・決定状況		

○ 石塚部会長

皆様こんにちは。定刻より少し早いですが、全員お揃いですので、さっそく始めたいと思います。ただ今から、令和元年度第4回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本日の部会の成立につきまして、事務局より報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

本日は、9名全ての委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たし、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。本部会は成立していますので、それでは、早速審議に入りたいと思います。それでは、審議の前に、事務局から資料の説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

それでは、本日お手元にお配りした資料につきまして、説明させていただきます。

これは、令和元年度地域別最低賃金の審議・決定状況で、現在、当局で把握しているものを取りまとめたものでございます。日安ランク別に都道府県を分けておりまして、左側から前年度決定状況、改定最低賃金額、引上げ額、日安、日安比較、結審年月日、効力発生予定年月日になっております。

ちなみにDランクにおいては、現在、福島が798円で、それ以外の5県が790円になっております。日安との比較は、表のとおり日安額にプラス2円となっておりますので、ご確認をお願いします。簡単ではございますが、以上で本日の資料につきましての説明を終わらせていただきます。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。ただいまの説明にご質問はありませんでしょうか。

○ 新内委員

佐賀が専門部会で決まったと聞いております。金額は28円引き上げの790円と聞いております。

○ 石塚部会長

前回の審議では、それぞれの方から金額が提示され、その根拠も詳しく述べていただきました。

まず、使用者側からは、鹿児島県商工会連合会と鹿児島県中小企業団体中央会の最新の調査結果を元に、業況DIは、全体ではやや改善しているものの、マイナス基調である。賃金改定状況調査第4表Dランクの賃金上昇率1.9%から14円と主張したいけれども、日安に配慮して1回目の提示額としては、昨年度の引上額と同じ24円を提示する。中小・零細企業の窮状を考慮してほしい。急激な最賃の引上げは、中小零細企業の廃業につながり、雇用の場が失われる。等々の見解が述べられました。

これに対して労働者側からは、中央最低賃金審議会のパートの1求人あたりの募集金額下限値は880円で、39円引上げて800円にしても、大きな悪影響は出ないのではないか。ハローワークインターネットによれば、県内求人84.7%は800円以上である。一人当たり付加価値額(2019年版中小企業白書)は、Dランク16県中6番目と比較的高く、小規模企業だけで見ても同様に6番目である。県内の新規学卒者の県外流出率は、高卒47.8%、大卒55.3%で、前年より上昇しており、最低賃金や初任給の低さが、「鹿児島の企業の労働条件は悪い」とのマイナスイメージを与えたのではないかと。それから、奨学金の返還負担感は、半数以上が苦しいと答えている。また、非正規雇用の労働者の年収の低さは、既婚率に影響している。などとしまして、平場では前回と同じ39円を重ねて主張されました。

この後、審議を進めるために個別協議で再検討していただいたところ、公労の個別協議では、地域間格差を少しでも解消するため、Aランク日安28円プラス2円の30円の提示がありました。

続いて公使個別協議を行いました。そこでは、日安は最大限尊重する必要があるという理由から、日安同額の26円の提示がありました。

今のところ、労使双方で4円の開きがあります。本日は先ず、平場で、お互いに再検討していただいた結果などご意見をお聞きして、合意できるかどうか審議していただき、平場で合意に至らなかった場合には、個別協議を重ねて、結論に近づけていきたいと思っております。

このような流れで本日の審議を進めて参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

異論がないようですので、この場で再検討されたご意見をお伺いします。労働者側からお願いします。

○ 新内委員

金額の前に、これまで三要素のうち支払能力、奨学金など学生の状況を含めた生計費関係から見て引き上げられると主張しましたが、地域の労働者の賃金から引き上げられるという根拠をお示ししておりませんので、先にそれをお示ししていきたいと思えます。

○ 日高委員

私から、影響率の関係について触れさせていただきます。

第2回専門部会の中で、事務局からご提示いただきました。項目でいうと、項目6の下段になります。影響率について、労働者数での復元の数値、それから3枚ほどめくったところに事業場数での復元の数値、その先に前々回の影響率、前回の影響率が示されているところでもあります。

前々回は22円の賃上げで影響率は14.20%、前回は24円改善で19.57%の影響率ということになっています。

今回、今年度のものとしてお示しいただいたものでは、相場観的なものとして26から28円が示されておりますが、私どもが求めております30円という数値を見ても、前々回、前回から比べても相当低い額になっておりますし、当初求めていた39円でもこれまでの影響率より少ない。

したがいまして、30円の賃上げは、使用者側としても十分に検討できる数値だと考えております。

○ 新内委員

影響率については、今説明いたしました、では、賃金はどうなっているかということで、賃金構造基本統計調査のパートタイムの賃金を見ました。10人以上と10人から99人と、規模の小さいところ、Dランクですが、細かい金額はお読み取りいただくということにさせていただいて、2018年と2017年の金額を比較して、赤のところは2018年に下がっているところ、各県色々増えているところ減っているところありますが、2ページ目の一番下に鹿児島県があります。鹿児島は10人以上の男性のパートが下がっている、10人以上99人以下の男性パートも下がっているという状況、全体的にプラスの中、規模の大小あっても、傾向としてはパートが思ったほど上がっていない状況がある。そこで鹿児島を見ていただくと、技術的に中位値を示すことができなかつたので、平均を出しましたが、鹿児島は全般的にみると17年より18年が賃金は上がっている。特に、より小規模のところは女性のパートは112.9%と大幅な上昇を示しており、全体で見ても106.9%となっている。2018年を見てみると、Dランク平均983円より鹿児島はパートの賃金水準が高い傾向にある。上昇率についても他県を上回っているという状況があり、ここから見たときに、Dランク中位に最低賃金を引き上げることは可能だと考える。

直接的な賃金水準ではないが、中小が加入している協会けんぽの鹿児島県支部の数字で、標準報酬月額、多くの県で2017年から2018年で101%程度上がっている。絶対的な標準報酬月額も鹿児島はDランクの平均、中央値を上回っている。

そして、景気の状態を直接見られるわけではないが、協会けんぽの資料で4ページに適用事業所の推移ということで平成27年からグラフになっているが、適用事業所数が増えている。適用事業所数が増えるということは県の経済は活性化しているということにつながるのではないかと。

一般被保険者数も増えているということでもあります。

減っているのは何かというと、任意継続が減っている。これは、会社を辞めた後、会社負担分も併せて協会けんぽの被保険者になっているというもの。これが多いというのは、なかなか仕事が見つ

らなくて転職につながらないということもあるのではないかと思いますし、9ページの平均標準報酬月額推移、これも平成27年から30年度まで取ってありますが、毎月上がり下がりはありませんが、これは協会けんぽの特徴であって、8月から9月にドーンと増えると、そしてその後下がってきて、また8月、9月に上がる。これらのグラフも増えている。平均標準報酬月額の状況、加入者の状況、適用事業所の状況を見たときに、鹿児島の景気が落ち込んでいるということではなく、どちらかというところ上がっているということが、これで見るときには言えるのではないかと思います。

したがって、私達が主張している30円という数字は、両方の表から30円が計算式で導き出されるものではないが、30円という引き上げも無理な数字ではないのかなと思っております。以上です。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。前半は未満率の関係、目安の26円から30円を見ると、30円になったからと言って、影響率が大きく変わってはいないという話。後半は、賃金、適用事業所の推移とか、保険者、平均標準報酬月額推移などの詳細なデータをあげていただいて、景気自体、落ちているということではなく、若干増えて堅調になっているのではないかとということで、30円は実現不可能ではないという根拠を示していただいたと思います。

金額については30円ということで、変わりはないということでした。

それでは、使側の方からお願いします。

○ 岩元委員

パートタイム労働者の平均賃金の資料いただきました。私の方では、平均賃金が最低賃金より高いから上げられるのではないかとのお話だが、パートタイム労働者の中にも色々な仕事をする人がいて、当社の場合は70歳以上の人も雇用しているが、この人たちは洗濯をするユニフォームのポケット検査、ポケットの中に手を入れてティッシュペーパーなどが入っていないか、これだけをする人です。この方たちは最低賃金よりは高いが、平均賃金より下なのです。ですから、平均賃金が高いから上げられるという話になってしまうと、軽作業をやっておられる方も上げざるを得ませんので、そうなる影響が大きい。それ以上にもっと経営に貢献しているパートタイム労働者がいますので、その方たちにはさらに上げないといけないので、十把一絡げで「パートタイム労働者の平均賃金がこうだから」という論理は、乱暴な感じがします。以上です。

○ 瀧上委員

30円だと3.7~3.8%になりますか、4%近い。もちろん、景況感は低いレベルだけど、やや改善の方向という話を申し上げたが、かといって経済成長率が4%近くあるかということ、それはしんどいし、鹿児島は去年のような大河ドラマ効果のようなものがなく、その反動減も見え始めてきているし、先行きの米中摩擦などや、今日もストーンと株価が落ちていると経営者も敏感だし、心理的に冷えてきているのかなかと考える。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。ただ今、使側からは、平均賃金と最低賃金を一緒に考えることはできないという部分もありますという話と、景況については緩やかに回復していることが出てきているが、

成長率が3%、4%とあるわけではないので、なかなかそこで30円というと、世界的な状況の中で不安定要素が多いということから難しいところがあるとのことでした。

金額は前回と同じですか。

○ 瀨上委員

プラスアルファについては、もちろんもあります。

○ 石塚部会長

各側からのご意見が出てきて、金額的には労側は昨日と同じ30円、使側は26円プラスアルファというところで、昨日と同じ状況だということですよ。

この金額につきましては、このままでは平行線を辿ってしまうのですが、どこかで折り合いをつけていかないといけないのですが、その辺、弾力的にどのくらい考えていけるのかとか、そういったことで、平場で言えることがあれば、お願いします。

○ 新内委員

賃金というのは、まさしく支払能力を示しているという理解をしています。そうすると支払能力を超えた最賃の引き上げは、無茶だと思っている。したがって、前提条件として、現行の最低賃金が、生活できる水準にあるのか、それで一人前の生活ができるのか、生活保護と比べた時に、実態的にかつかつか少し上回っているという程度で、本当に健康で文化的な生活が、普通の経営者が普通に経営している会社で普通に働いていてできるのか、というところ。10万円程度で、一人で暮らそうとして、アパート借りて生活をして、カロリーベース的には大丈夫でしょうが、したがって私達は、支払能力を超えるべきではないと思うが、賃金水準が比較的高い所は、それなりの最低賃金に上げる余力があるのではないかと考えています。直接リンクしているとは思っていないし、鹿児島の賃金水準がこの位だから、計算上ここまで行けるとは言っていない。ただ、基本は生活できる賃金に持っていきたい、そのために鹿児島はまだ余力があるのではないですか、というふうに賃金水準も見てほしいということで、ぜひご理解いただきたいと思います。

○ 石塚部会長

そのあたりは議論の中で考えていけると理解しました。

使側は、目安プラスアルファということでしたが、そのアルファの部分で付け加えることはありませんか。ないですか。

他に何か全体としてご意見、ご質問、ここで言っておきたいということはありませんか。

○ 喜納委員

経営と組合もやっていることはそれぞれ、「人」のを中心に経営効率、収益のアップを考えるのが組合です。経営者の皆さんは全体を見ながら収益アップ、いろいろな拡大を図っていくのだと理解しています。景気の状態については色々な場面があるので、賃金について前向きに考えるか、マイナス要素として使側の皆さんが考えているように捉えるかと思っています。最低賃金で生活している人が、仮に26円上がれば、貯金に回したり自分のところに置いておくことは話を聞いてもまずなくて、ほぼ消費に回るということで、経済の活性化、どれだけの比率か押し量れないところはあ

りますが、経済の活性につながる、生活の安定につながる、そして将来的にはそういう人たちも社会保障の担い手になる、その位しないと今の社会保障の日本の状況からすると非常に厳しいし、それ以外で働いている人の負担が増える。使側だけで考える問題ではなく、そういう覚悟を持ってお互いにやっていたらと思います。なにも組合は、生産性のアップとか品質の向上に協力しないということは全然ありませんので、きちっと会社の経営ができて、継続的雇用ができることを第一に考えていますから、前向きに捉えていただきたい

使側の26回の回答では、何度も言っていて申し訳ありませんが、全国最下位ということですので、労働側は受けることは一切できないと思っていますので、再考を、是非お願いします。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、平場ではこれ以上出てこないと思いますので、昨日と同様に、個別協議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

一回、公益で話をしたいので、双方お休みいただくとありがたいです。

(公益委員打合せ)

(公・労個別協議)

(公・使個別協議)

○ 石塚部会長

それでは、平場に帰ります。労使双方からご意見をお聞きして、近寄っているわけですが、まだ少し隔たりがあります。それで、今日の結審は難しい、今日のところはそこまでいかないということになりまして、明日、第5回の専門部会がありますので、明日はお互いにどこまで歩み寄れるか、最終的なご検討をさせていただいて、臨んでいただければと思います。

ということで、今日のところはよろしいでしょうか。

明日は、7日午前10時から、第5回専門部会を開きます。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは、最後の議題の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

○ 田代室長補佐

今お話がありましたが、次回は8月7日水曜日午前10時からの開催となります。

会場は3階の第2会議室になります。以上です。

○ 石塚部会長

それでは、次回は予定どおり7日の午前10時から開催いたします。

それでは最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は新内委員、使用者側は瀧上委員にお願いします。

それでは、本日はこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
